

茶屋新田土地区画整理組合におけるマイナンバーの取扱いについて

平成28年1月1日より「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、税務署への報告のため以下の業務について組合員の方の個人番号(以下「マイナンバー」)を取得することが必要になりました。

取得させていただく個人番号等の個人情報について安全管理に万全を期す所存ですので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

●取得の対象となる主な業務

清算金、建物等移転補償金等に係る税務申告事務等

※取得対象となる方には、別途、取得の目的を提示し、具体的な手続き内容についてご説明いたします。

●マイナンバーに関する安全管理措置

「名古屋市茶屋新田土地区画整理組合特定個人情報等保護方針」を定め、マイナンバーを含めた個人情報全般を正確、かつ機密に取扱いしております。なお、この保護方針は組合ホームページアクアヴェルデ南陽の新着情報 <http://aquaverde.jp/archives/1395> に掲載しています。